

副本

平成23年(行コ)第169号 公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件
控訴人 市民オンブズパーソン栃木 外20名
被控訴人 栃木県知事 福田富一

第3準備書面

平成25年6月18日

東京高等裁判所第4民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 谷 谷

田 容

一



己



平



視



み



充



士



夫



忠



人



正



誠

同

白 船

井 田



同

船 平

野 浩



同

平 清

嶋 鳴



被控訴人指定代理人

同

鈴 木

充

同

阿 久 津

元

同

橋 本

陽

同

小 野 崎

夫

同

橋 本

忠

同

岩 崎

人

同

原 崎

誠 崎

被控訴人は、以下のとおり補足して主張する。

1 水道用水供給事業計画について

(1) 控訴人らは、栃木県が思川開発事業に参画して実施を予定している水道用水供給事業について、事業の認可を受けておらず、計画はおろか構想すらない不確実なものであり、将来にわたって参画を継続できるか極めて危ういものであると主張するが（控訴人準備書面9の17頁）、県が行おうとしている水道用水供給事業は、そのような不確実なものではない。

(2) 被控訴人は、県南地域を対象とする広域的水道整備計画策定に向けて協議を行うため、平成19年6月に「県南広域的水道整備協議会」（乙95）を組織するとともに、広域的水道整備事業に関する調査、研究、情報交換等を行うため、協議会の下に「県南広域的水道整備事業検討部会」（乙96）を設置し、関係市町と協議を進めてきた。

この間、県南地域においては市町合併が相次ぎ、思川開発事業に参加を予定している市町と予定していたなかつた市町との合併もあつたことから、こうした合併市町の調整も含めて、定期的に会議を開催し、事業化に向けた協議を進めてきた。平成22年9月に思川開発事業がダム事業検証の対象となつた後は、協議会としては、ダム事業検証の進捗を見定めながら事業化の協議を進めることとして現在に至っている。

今後、県では、「栃木県水道整備基本構想」（甲C97）の改訂に

着手するとともに、県南広域的水道の事業化に向け、検討部会を定期的に開催し、関係市町と事業形態や施設整備について協議・調整を図っていく予定である。その後、広域的水道整備計画の策定、市町議会及び県議会の同意など水道法の一連の手続きを進め、水道用水供給事業の認可を取得していくこととなる。

控訴人らは、現状で水道用水供給事業の認可を受けていないことだけを捉えて「将来にわたって思川開発事業に参画を継続できるか極めて危ういもの」などと主張しているにすぎない。

(3) また、控訴人は、被控訴人が作成・提出した「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」は、参画水量の辻褄あわせで作成されたものに過ぎず、具体的な計画もないのに利水参画者の意思の確実性や参画判断の妥当性を検討することはできないと主張する（控訴人準備書面9の18頁）。

(4) しかしながら、この報告書は、平成24年6月に開催された思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場第3回幹事会において、栃木県の思川開発事業に係わる利水参画根拠について、水需給計画の妥当性の観点から再度確認し追加資料を提出するよう、検証主体から要請があつたことを受け、県南地域における水道水源の確保について再検討・整理したものである。

報告書では、思川流域における水需給を明らかにするため、県南関係市町等の水需要動向、水道水源の現状と課題を踏まえ、目標年度を平成42年に設定し、県南関係市町の水需要予測を行つた（乙

93の27頁)。また、県南関係市町においては地下水依存率が極めて高く、地盤沈下や地下水汚染が危惧される中で水道水源を地下水のみに依存し続けることは望ましくないという状況を踏まえ、将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進し、地下水と表流水のバランスを確保するという基本方針を定め、目標年度である平成42年度の地下水依存率を65%に設定した(乙93の25、31頁)。

そして、この目標を達成するために、思川開発事業に現行の参画水量で参加継続することとした(乙94)、その旨を平成25年3月に国に回答したところである(乙92)。

報告書は、「利水参画者の意思の確実性、判断の妥当性を判断する材料」として十分な内容を備えているものであり、控訴人らの、水道用水供給事業の認可がないと利水参画者の意思の確実性、判断の妥当性を判断できないかの如き批判はあたらないといふべきである。

2 思川開発事業における補助金(求釈明)について

控訴人らは、「独立行政法人水資源機構水道水源開発施設整備費補助金」の2008(平成20)年度まで1/3とされていた補助率が2009(平成21)年度から1/2に増加したことに関する説明を求めると(準備書面9の19頁)、当該補助率の変更は国(厚生労働省)と水資源機構との間で行われたものであり、被控訴人に対する求釈明がなされるべき事柄ではない。

しかしながら、水資源機構に対して確認を行ったところ、平成20

年度までは原水単価が90円未満であったため補助率が1／3であり、
平成21年度からは同単価が90円以上となつたため、補助率が1／
2となつたものであるとの説明が得られたところである。(乙97)

なお、上記原水単価の算出は、補助金の交付対象である思川開発事
業の総事業費等をもとに水資源機構が行つたものであつて(乙97)、
栃木県が何らかの試算をしたことに基づくものではない。